

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成19年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分をした年月日

平成19年1月16日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

株式会社エクステリア山下

(2) 主たる営業所の所在地

善通寺市吉原町2525番地3

(3) 代表者の氏名

艇 英和

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一18）第3034号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づき、平成19年1月31日から同年2月2日までの3日間、建設業の営業の停止を命ずる。

4 処分の原因となった事実

株式会社エクステリア山下及び同社の元会長は、その業務に関し、平成18年7月20日ころから同月28日ころまでの間、善通寺市碑殿町字二反地の2級河川二反地川の河川区域内において、廃棄物である木くず等を含有する土砂約80立方メートルを盛土し、もって、みだりに廃棄物を捨てるとともに、河川管理者である香川県知事の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、河川区域内の土地の形状を変更したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反及び河川法（昭和39年法律第167号）違反により、平成18年10月10日に善通寺簡易裁判所から、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。